

鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）及び鳥取県産業未来共創条例施行規則（令和5年鳥取県規則第32号。以下「規則」という。）及び鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「交付規則」という。）に基づき、鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉（以下「本補助金」という。）の交付について、条例、規則及び交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内における事業承継の取組を支援することにより、もって県内経済の維持及び発展を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「事業承継」とは、経営資源を譲り受けること、又は、経営資源を譲り渡すことであって、別に定める要件を満たすものをいう。
- (2) 「被承継者」及び「承継者」の定義は、別に定めるものとする。
- (3) 「承継後事業」とは、承継者が行う事業承継時及び承継後の経営改善・経営革新に資する事業をいう。
- (4) 「買い手事業」とは、被承継者に属さない第三者（以下単に「第三者」という。）であって、承継者になることが見込まれる者が被承継者の事業をM&A（「Mergers（合併） and Acquisitions（買収）」の略称であり、会社法（平成17年法律第86号）の規定による組織再編（合併、会社分割）、株式譲渡、事業譲渡を含む各種手法による事業承継をいう。以下同じ。）の手法により譲り受けるために行う専門家を活用した事業をいう。
- (5) 「売り手事業」とは、被承継者が第三者に事業をM&Aの手法により譲り渡すために行う専門家を活用した事業をいう。

(補助対象者)

第4条 本補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、条例別表の事業の区分のうち産業未来共創事業（事業承継促進型）について、知事の認定（以下「事業認定」という。）を受けた者とする。

2 事業認定に係る手続は、別に定めるものとする。

(補助金の交付)

第5条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う補助対象者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助対象者が行う補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満の額は切り捨てる。）とし、上限は同表の第4欄に定める額とする。また、補助対象期間は、同表の第5欄に定める期間とする。
- 3 一の被承継者に係る本補助金の交付は、原則として一回に限るものとする。
- 4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 5 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、事業認定を受けた後、速やかに行わなければならない。

- 2 交付規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更等)

第8条 交付規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の額を増額しようとする場合
 - (2) 本補助金の額を5割以上減額しようとする場合
 - (3) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
 - 3 交付規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第9条 交付規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）を、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 交付規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了、中止又は廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 交付規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 交付規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び第5号によるものとする。

(補助金等進捗状況報告の時期等)

第10条 交付規則第17条第3項の規定による報告（以下「補助金等進捗状況報告」という。）は、各年度（実績報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

- 2 前項の報告は、様式第6号により行うものとする。

(現地調査等)

第11条 知事は、前条第1項により提出された補助金等進捗状況報告書を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について職員に現地調査を行わせ、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

(補助金の支払)

第12条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、確定した交付額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者から補助事業に係る経費について補助金の概算払を請求されたときは、知事はその内容を審査し、適切と認められる場合に限り、原則として鳥取県の一般会計年度につき1回に限り、交付決定額かつ一般会計年度における当該予算の範囲内で、補助事業者が申請する額（千円未満は切り捨てる。）を支払うことができるものとする。
- 3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第7号を知事に提出しなければならない。
- 4 交付規則第19条の規定による概算払の通知は、様式第8号によるものとする。
- 5 交付規則第20条第1項の申出は、様式第9号により行うものとする。

(財産の処分制限)

第13条 交付規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40

年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

- 2 交付規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1)取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械・装置及び器具・工具
 - (2)その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 交付規則第25条第2項の知事の承認に係る申請は、様式第10号により行うものとする。
- 4 第7条第1項の規定は、交付規則第25条第2項の知事の承認について準用する。

(収益納付)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から30日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

(補助金の交付等に係る手続の停止等)

第15条 知事は、補助事業が補助要件を満たしていないことを確認した場合又は補助事業の休廃止等が想定される場合には、本補助金の交付決定後及び交付規則第18条第1項の規定による補助金の額の確定後であっても、本補助金の交付等に係る手続を停止できるものとする。

- 2 前項の実施手続、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、補助事業者との協議により決定するものとする。

(補助事業の成果等の報告等)

第16条 商工労働部長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況及び成果等を報告又は発表させることができる。

(消費税及び地方消費税の取扱)

第17条 本補助金の補助対象経費には、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

(雑則)

第18条 条例、規則、交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月5日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に交付決定が行われたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に交付決定が行われたものについては、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 補助金 上限額	5 補助対象 期間
承継後事業	<p>建物費（建物附属設備及び構築物含む。）、機械装置費、システム導入費、技術導入費、専門家経費、外注費、知的財産権等取得関連経費、広告宣伝・販売促進費その他本事業の実施に必要と認められる経費</p> <p>※いずれの費目についても、従業員人件費（従業員、アルバイト等に係る給与、賃金相当額）は、原則対象外とする。</p> <p>※承継者が支払う経費のみを対象とし、被承継者が支払う経費については対象経費としない。</p> <p>※譲渡又は売買契約等の対価として、承継者が被承継者に支払う経費については、対象経費としない。</p>	2分の1	2,000千円	<p>交付決定日から12月以内</p> <p>※知事が別に認める場合は、知事が別に定めた日から12月以内</p>
買い手事業	専門家経費（M&A仲介手数料を含む。）			
売り手事業	専門家経費（M&A仲介手数料を含む。）、システム利用料			

(注) 1 振込手数料は補助対象経費から除くものとする。

2 工事請負費及び委託費については、県内事業者が施工又は実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

様式第1号（第6条、第8条関係）

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉補助事業実施計画（変更計画）書

1 申請者の概要

名称（屋号）			
代表者職・氏名			
住所	〒 _____ 電話（ ） _____		
業種	創業年月	年 月	
事業内容			
資本金・出資金（千円）			
従業員数 （代表者を除く）	人（正規	人 非正規	人）

※申請者が申請時に会社の代表者でない場合は、申請者個人の氏名、住所、連絡先を記載してください。

2 誓約事項等

申請に当たっては、申請者及び事業計画が以下の事項について相違ないことを誓約します。

誓約	項目
	計画書等の記載内容が事実であること。
	計画書等の記載内容が、別に規定する本補助金に係る要件等を区分ごとに全て満たすこと。
	事業認定に係る申請の日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。）でないこと。
	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
	暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（注）誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載してください。

下記については以下のとおりです。

状況	項目
	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む又は営もうとする者ではないこと。

（注）項目に該当する場合は、状況欄に○を記載してください。

3 事業計画の概要

計画の名称																																		
事業区分	<input type="checkbox"/> 承継後事業 <input type="checkbox"/> 買い手事業 <input type="checkbox"/> 売り手事業																																	
計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日																																	
補助対象期間 (最長12月)	<p>[開始予定日] 年 月 日 ~ [終了予定日 (支払も含む)] 年 月 日</p> <p>※交付決定日が開始予定日より遅くなった場合は、開始日は交付決定日となる。</p> <p>※原則として、交付決定日以前に着手した経費、終了予定日以降に実施、支払いをした経費は補助対象とならない。</p> <p>※知事が別に認める場合に限り、知事が別に定めた日から12月以内とする。</p>																																	
事業承継の概要	<p>○事業承継に至る経緯</p> <p>○事業承継の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被承継者</th> <th>承継者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本金等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業員数等</td> <td>人 (正規 人 非正規 人)</td> <td>人 (正規 人 非正規 人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>▼事業承継の構成要素</p> <p>※譲り受ける、又は、譲り渡す経営資源を詳しく記載すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営権</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業用資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>顧客・取引先</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○事業承継のスケジュール</p> <p>※被承継者の閉業、承継先の開業、事業譲渡の場合は譲渡予定日、買い手事業及び売り手事業の場合、基本合意書の締結や最終契約の締結時期などを詳しく記載すること。</p>	区分	被承継者	承継者	名称			代表者			住所			事業内容			資本金等			従業員数等	人 (正規 人 非正規 人)	人 (正規 人 非正規 人)	区分	内容	経営権		株式		事業用資産		従業員		顧客・取引先	
区分	被承継者	承継者																																
名称																																		
代表者																																		
住所																																		
事業内容																																		
資本金等																																		
従業員数等	人 (正規 人 非正規 人)	人 (正規 人 非正規 人)																																
区分	内容																																	
経営権																																		
株式																																		
事業用資産																																		
従業員																																		
顧客・取引先																																		

事業計画内容	○本事業で行う実施する取組み ※事業を実施する経緯や事業に必要な経費についても記載してください。		
	▼M&A支援機関等 ※買い手事業、又は、売り手事業を実施する場合、記載すること。		
	名称		
	住所		
事業実施後の目標	○事業実施後の経営目標や期待されるシナジー効果等		
当該事業に係る他の補助金の活用	有 ・ 無 補助金名等： 事業内容： 補助金所管団体・問合せ先：		
過去3年間の県・国等の補助金等活用 (申請予定のものも含む)	補助金等の名称	活用年度	補助額(円)

5 事業計画策定支援に当たった認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項）の証明

申請者に対し、本事業計画が妥当なものと認め、継続して支援を行っていることを証明します。

所在地

名称

(支援機関ID _____)

代表者職氏名

(担当者名 _____、連絡先 _____)

(注) 証明のあった認定経営革新等支援機関に申請の内容を問い合わせ確認する場合がある。

(添付書類)

- 1 申請者の定款及び企業概要の分かるもの（定款については個人事業主の場合は不要。）
- 2 申請者の直近2期分の決算書（個人事業主の場合は確定申告書類の写しでも可。）
- 3 事業計画についての参考資料（承継者及び被承継者の事業概要が分かるもの等）
- 4 申請者の鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことが確認できる書類（納税証明書等。鳥取県から課税されない者の場合は不要。）

※ 第8条の規定による変更申請の場合は、変更点を明確に記載すること

※ 事業計画の概要の各項目を別に作成して添付することも可能。

様式第2号（第6条、第8条関係）

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉補助事業（変更）収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

科目	金額 (補助事業に要する経費)	備考
自己資金		
借入金		資金の調達先：
本補助金		補助金上限額に注意 (千円未満切捨)
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
合計		支出の部の「補助事業に要する経費」 の計と一致すること。

2 支出の部

（単位：円）

経費区分 (別表「3 補助対象経費」 の「費目」を 記載)	経費内容 (名称、単価、 数量を記載)	発注先 (所在地)	補助事業に 要する経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税及び地方消費税を除く)	負担区分 (補助対象経費の内訳)			
					本補助金	本補助金以外		
〇〇費			0	0				
			0	0				
〇〇費			0	0				
			0	0				
〇〇費			0	0				
			0	0				
その他の 経費	〇〇費		0	0				
			0	0				
	〇〇費		0	0				
			0	0				
計			0	0			0	0

※補助率1/2
※千円未満切捨

- (注) 1 補助対象経費の積算根拠となる見積書の写しや製品カタログの写し等を添付すること。
- 2 委託費及び工事費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施するものに限ること。
- 3 補助対象経費について県外事業者への発注を予定している場合は、別紙様式「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、収支予算書とあわせて提出すること。
- 4 必要に応じて行を増やして使用すること。（1ページに収まらなくても構わない。）なお各経費区分の明細は、本収支予算書に準じた任意の様式の添付でも可とする。
- 5 変更申請の場合は、括弧内に交付決定時（変更交付決定を受けた場合は変更交付決定後）の金額を記入すること。

様式第2号（別紙様式）

県外発注理由書

内容・金額	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該発注に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理 由、県外発注でなけれ ばならない理由

第 年 月 日

様

職 氏 名

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「交付規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、交付規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
((必要に応じて) 内訳)
- (2) 交付決定額 金 円
((必要に応じて) 内訳)

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額に、鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉交付要綱（令和5年7月13日付第202300086808号鳥取県商工労働部長通知）。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、交付規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第9条関係）

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉補助事業実績報告書

1 申請者の概要

名称（屋号）			
代表者職・氏名			
住所	〒 _____ 電話（ ） _____		
業種	創業年月	年 月	
事業内容			
資本金・出資金（千円）			
従業員数 （代表者を除く）	人（正規	人 非正規	人）

2 実施した事業の概要

計画の名称			
事業区分	<input type="checkbox"/> 承継後事業 <input type="checkbox"/> 買い手事業 <input type="checkbox"/> 売り手事業		
計画期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
補助対象期間 （最長12月）	[開始予定日] 年 月 日	[終了予定日（支払も含む）] 年 月 日	
事業承継の概要	○事業承継に至る経緯		
	○事業承継の概要		
	区分	被承継者	承継者
	名称		
	代表者		
	住所		
	事業内容		
	資本金等		
	従業員数等	人（正規 人 非正規 人）	人（正規 人 非正規 人）
	▼事業承継の構成要素		
※譲り受けた、又は、譲り渡した経営資源を詳しく記載すること。			
区分	内容		
経営権			
株式			
事業用資産			
従業員			
顧客・取引先			

事業実施内容	<p>○本事業で実施した取組み</p> <p>▼M&A支援機関等</p> <p>※買い手事業、又は、売り手事業を実施する場合、記載すること。</p> <table border="1" data-bbox="440 409 1442 499"> <tr> <td data-bbox="440 409 643 454">名称</td> <td data-bbox="643 409 1442 454"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 454 643 499">住所</td> <td data-bbox="643 454 1442 499"></td> </tr> </table>	名称		住所	
名称					
住所					
取組の効果・今後の取組	<p>○事業成果</p> <p>○事業実施後の経営目標や期待されるシナジー効果等</p>				

(添付書類)

- 1 事業承継及び実質的な代表権の移行等を行った概要が分かるもの（廃止届、開業届、事業譲渡契約書の写し等）
- 2 事業の実施において支出した根拠を示すもの（契約書の写し・請求書・領収書等）
- 3 事業の実施状況・成果を示すもの（効果分析資料、成果物・購入物品・導入設備の写真等）

様式第5号（第9条関係）

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉補助事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

科目	金額 (補助事業に要した経費)	備考
自己資金		
借入金		資金の調達先：
本補助金		補助金上限額に注意 (千円未満切捨)
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
合計		支出の部の「補助事業に要した経費」 の計と一致すること。

2 支出の部

(単位：円)

経費区分 (別表「3 補助対象経費」 の「費目」を 記載)	経費内容 (名称、単価、 数量を記載)	発注先 (所在地)	補助事業に 要した経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税及び地方消費税を除く)	負担区分 (補助対象経費の内訳)			
					本補助金	本補助金以外		
〇〇費			0	0				
			0	0				
〇〇費			0	0				
			0	0				
〇〇費			0	0				
			0	0				
その他の 経費	〇〇費		0	0				
			0	0				
	〇〇費		0	0				
			0	0				
計			0	0			0	0

※補助率1/2

※千円未満切捨

- (注) 1 委託費及び工事費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限り、
- 2 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。)なお各経費区分の明細は、本収支決算書に準じた任意の様式の添付でも可とする。
- 3 括弧内に交付決定時(変更交付決定を受けた場合は変更交付決定後)の金額を記入すること。

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地

事業者名

代表者職氏名

（事業者ではない個人の場合は所在地、氏名を記載すること。）

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定（及び年 月 日付 第 号による変更交付決定）に係る事業について、年 月 日現在の進捗状況を、鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉交付要綱（令和5年7月13日付第202300086808号鳥取県商工労働部長通知）第10条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第6号（別紙様式1）

補助事業の進捗状況（ 年 月 日現在）

補助金等の名称	鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉			
交付決定通知年月日及び番号	※ 変更交付決定通知も含めること。			
補助対象期間	開始	年 月 日	終了	年 月 日 ※最長 12 月

1 予算の執行状況 （単位：円）

	算定基準額（補助対象経費）	交付決定額
交付決定	（（必要に応じて）内訳 ）	（（必要に応じて）内訳 ）
前年度までの実績 ①	（（必要に応じて）内訳 ）	（（必要に応じて）内訳 ）
翌年度以降の 実施計画 ②	（（必要に応じて）内訳 ）	（（必要に応じて）内訳 ）

（注）上表の①、②の合計が交付決定欄と一致すること。

2 事業の実施状況

（1）実施した内容	○事業承継の状況 ○本事業で実施した取組
（2）進捗評価	※評価は可能な限り定量的に記載してください。
（3）今後の予定	

（注）記載項目は必要に応じて別紙とすること。

（添付書類）事業の実施状況・成果を示すもの（効果分析資料、成果物の写真等）

当該年度に係る補助事業収支決算書

※ 当該年度の収入・支出実績の明細を記載してください。

1 収入の部

(単位：円)

科目	金額 (補助事業に要した経費)	備考
自己資金		
借入金		資金の調達先：
本補助金		補助金上限額に注意 (千円未満切捨)
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
合計		支出の部の「補助事業に要した経費」 の計と一致すること。

2 支出の部

(単位：円)

経費区分 (別表「3 補助対象経費」 の「費目」を 記載)	経費内容 (名称、単価、 数量を記載)	発注先 (所在地)	補助事業に 要した経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税及び地方消費税を除く)	負担区分 (補助対象経費の内訳)			
					本補助金	本補助金以外		
〇〇費			()	()	/	/		
			()	()				
〇〇費			()	()				
			()	()				
〇〇費			()	()				
			()	()				
その他の 経費	〇〇費		()	()				
			()	()				
〇〇費			()	()				
			()	()				
計			()	()			()	()

※補助率1/2

※千円未満切捨

- (注) 1 委託費及び工事費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限ること。
- 2 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。)なお各経費区分の明細は、本収支決算書に準じた任意の様式の添付でも可とする。
- 3 括弧内に交付決定時(変更交付決定を受けた場合は変更交付決定後)の金額を記入すること。

鳥取県知事 様

所在地
事業者名
代表者職氏名

（事業者ではない個人の場合は所在地、氏名を記載すること。）

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉に係る概算払請求書

年 月 日付第 号による交付決定（及び 年 月 日付第 号による変更交付決定）に係る鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉について、鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉交付要綱（令和5年7月13日付第202300086808号鳥取県商工労働部長通知）第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり概算払を請求します。

記

補助金交付決定額	円 ((必要に応じて) 内訳)
概算払希望額	円 ((必要に応じて) 内訳)
支払希望時期	年 月 日頃
概算払を希望する理由	
口座情報	金融機関名： 支店名： 口座種別： 普通 ・ 当座 ・ その他 () 口座情報： (店番) _____ (口座番号) _____ 口座名義(フリガナ)： _____ ※請求者と口座名義人が異なる場合には、以下にもご記入ください。 請求者と口座名義人が異なりますが、以下の者に受領を委任します。 受任者名・住所（口座名義人） _____
添付書類	別紙 経費支出計画書

様式第8号（第12条関係）

第 年 月 日

様

職 氏 名

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉概算払通知

年 月 日付第 号で交付決定（及び 年 月 日付 第 号で
変更交付決定）を行った本補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付
規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条の規定により通知します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| （（必要に応じて）内訳 | ） |
| 2 概算払額 | 円 |
| （（必要に応じて）内訳 | ） |
| 3 残 額 | 円 |
| （（必要に応じて）内訳 | ） |

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地

事業者名

代表者職氏名

（事業者ではない個人の場合は所在地、氏名を記載すること。）

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉の概算払に係る申出書

年 月 日付第 号による交付決定（及び年 月 日付 第 号による変更交付決定）に係る鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉の概算払について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第20条第1項の規定により下記のとおり申し出ます。

記

補助金等の名称	鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉
交付決定通知年月日及び番号	※ 変更交付決定通知も含めること。
交付決定額	円 （（必要に応じて）内訳）
支払時期・支払額の変更希望内容又は支払停止希望額	
支払時期・支払額を変更又は支払停止を希望する理由	
添付書類	別紙 経費支出計画書

経費支出計画書

（単位：円）

経費区分	内容	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く)	補助金額	支出(予定)時期 (年月)
計				

- (注) 1 交付決定を受けた補助事業収支予算書に沿って記載すること。
 2 必要に応じて行を増やして使用すること。（1 ページに収まらなくても構わない。）

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地

事業者名

代表者職氏名

（事業者ではない個人の場合は所在地、氏名を記載すること。）

取得財産処分承認申請書

鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉交付要綱（令和5年7月13日付第20230086808号鳥取県商工労働部長通知）第13条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

品目名	
取得年月日	
取得価格（円）	
現時点の価格（円）	（ 年 月 日現在）
財産処分の内容	
財産処分に伴う収益の有無及び 収益の額（円）	
財産処分を行う理由等	

（注）上表の内容を確認できる資料を添付すること。

【参考様式】
規則別記様式(第3条関係)

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地
事業者名
代表者職氏名
(事業者ではない個人の場合は所在地、氏名を記載すること。)

対象事業認定申請書

対象事業の認定を受けたいので、鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号）第4条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

対象事業の名称	年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉
対象事業の概要	事業計画書のとおり
対象事業に要する事業費の見込額申請額	
申請する事業の区分	産業未来共創事業（事業承継促進型）
添付書類	1 対象事業に係る事業計画書（様式第1号） 2 対象事業に係る収支予算書（様式第2号）

【参考様式】

交付規則様式第2号(第12条関係)

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地

事業者名

代表者職氏名

(事業者ではない個人の場合は所在地、氏名を記載すること。)

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付第 号による交付決定(内示)(及び年 月 日付第 号による変更交付決定)に係る事業について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号)第12条第3項の規定により申請します。

記

補助金等の名称	年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉
交付決定(内示)額	
変更(中止・廃止)後の額	
差引	
変更(中止・廃止)の時期	
変更(中止・廃止)の理由	
添付書類	1 変更(中止・廃止)後の事業計画書(様式第1号) 2 変更(中止・廃止)後の収支予算書(様式第2号)

(注)鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について、必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

【参考様式】

交付規則様式第3号(第17条関係)

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地

事業者名

代表者職氏名

(事業者ではない個人の場合は所在地、氏名を記載すること。)

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定（及び 年 月 日付 第号による変更交付決定）に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉	
交付決定	算定基準額 (補助対象経費の額)	交付決定額
実績		
差引		
添付書類	1 補助事業実績報告書 (様式第4号) 2 補助事業収支決算書 (様式第5号)	

口座振込依頼書

年 月 日

請求者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____
(団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

鳥取県から支払われる鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉については、下記の口座に振り込んでください。

記

1 振込銀行等	銀行 金庫 農業協同組合	支店 出張所 営業部
---------	--------------------	------------------

2 預金科目 普通 ・ 当 座

3 口座番号

店番	—	口座番号										
<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>					<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>							

(株) ゆうちょ銀行の店名・口座番号は、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口で通帳に印字してもらったもの、又はゆうちょ銀行の専用フリーダイヤル・Webサイトで確認したものに限りま

4 口座名義 (カタカナ)

※請求者と口座名義人が異なる場合は以下も記載してください。

請求者と口座名義人が異なりますが、以下の者に受領を委任します。

受任者住所・氏名 (口座名義人)
